

議第43号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。